

裾野市地域防災計画

共通対策編

共通対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	第2節 裾野市の自然条件	8
	第3節 裾野市の社会条件	8
	第4節 予想される災害と地域	9

発災前		頁
第2章	災害予防計画	
	第1節 通信施設等整備計画	11
	第2節 防災資機材整備計画	11
	第3節 道路鉄道等災害防止計画	12
	第4節 防災知識の普及計画	12
	第5節 防災のための調査研究	16
	第6節 住民の避難体制	16
	第7節 防災訓練	19
	第8節 自主防災組織の育成	20
	第9節 事業所等の防災活動	24
	第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	25
	第11節 ボランティア活動に関する計画	25
	第12節 要配慮者支援計画	25
	第13節 救助・救急活動に関する計画	28
	第14節 応急住宅	28
	第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	28
	第16節 被災者生活再建支援に関する計画	29
	第17節 市の業務継続に関する計画	30
	第18節 原子力災害に関する対策	30
	第19節 複合災害対策及び連続災害対策	30
	第20節 男女共同参画の視点からの災害対応整備	31
	第21節 災害に強いまちづくり	31

発災後		頁
第3章	災害応急対策計画	
	第1節 総則	33
	第2節 組織計画	35
	第3節 動員計画	35
	第4節 通信情報計画	37

第5節	災害広報計画	41
第6節	災害救助法の適用計画	43
第7節	避難救出計画	45
第8節	愛宕動物救護計画	53
第9節	食料供給計画	54
第10節	衣料・生活必需品・その他の物資供給計画	55
第11節	給水計画	57
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	58
第13節	医療・助産計画	61
第14節	防疫計画	64
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	65
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	67
第17節	障害物除去計画	69
第18節	社会秩序維持計画	70
第19節	輸送計画	70
第20節	交通応急対策計画	71
第21節	応急教育計画	76
第22節	社会福祉計画	78
第23節	消防計画	79
第24節	応援協力計画	81
第25節	ボランティア活動支援計画	81
第26節	自衛隊派遣要請要求計画	82
第27節	相互応援協定計画	84
第28節	電力施設災害応急対策計画	85
第29節	ガス災害応急対策計画	85
第30節	下水道計画	86
第31節	原子力災害に関する応急対策計画	87
第32節	突発的災害に係る応急対策計画	88
第33節	市有施設及び設備等の対策	97

復旧・復興期		頁
第4章	復旧・復興計画	
	第1節 災害復旧計画	99
	第2節 激甚災害の指定	100
	第3節 被災者の生活再建	100
	第4節 風評被害の影響の軽減	101

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、裾野市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

裾野市地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編(地震対策編～火山災害対策編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地震対策編	地震による災害対策
3 風水害対策編	風水害による災害対策
4 火山対策編	富士山の火山活動による災害対策
5 資料編	各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

以下に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて裾野市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市(富士山南東消防本部裾野消防署を含む)

処理すべき事務又は業務
(1) 裾野市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査

<p>(9) 被災者の救難、救助その他保護</p> <p>(10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</p> <p>(11) 清掃、防疫その他保健衛生</p> <p>(12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</p> <p>(13) 緊急輸送の確保</p> <p>(14) 災害復旧の実施</p> <p>(15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</p>
--

3 警察

機関名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (裾野警察署)	<p>ア 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務</p> <p>イ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持</p>

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
第34普通科連隊	<p>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</p> <p>イ 災害時における応急復旧活動</p>

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導</p> <p>イ 事業場等の被災状況の把握</p> <p>ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導</p> <p>エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>

<p>農林水産省関東農政局</p>	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
<p>農林水産省 関東農政局静岡県拠点</p>	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
<p>林野庁関東森林管理局</p>	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること</p>
<p>経済産業省関東経済産業局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) オ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)</p>
<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)</p>
<p>国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と</p>

	<p>調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)</p>
<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
<p>国土地理院中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>キ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>環境省関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>

	ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、裾野市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 ウ 警察通信の確保及び統制に関すること エ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
日本銀行(静岡支店)	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧

西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 公衆電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社沼津支店、東日本電信電話株式会社小田原支店) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、裾野市で行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
土地改良区 (富士裾野東部土地改良区)	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力

一般社団法人静岡県LPガス協会 (御殿場地区会裾野ブロック)	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡ガス株式会社(東部支社)	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会(東部支部)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会(沼津医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会(東部支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会(沼津薬剤師会)	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(東部支部)及び公益法人静岡県薬剤師会(沼津薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、応急措置を実施するとともに、裾野市の行う防災活動に協力する

機関名	処理すべき事務又は業務
裾野市商工会	ア 裾野市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧事務局等の確保についての協力
富士伊豆農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

裾野市建設業協会	災害時等における応急復旧対策についての協力
裾野市森林組合	ア 森林の被害調査についての協力 イ 災害時における材木等の確保 ウ 山林等の災害応急対策についての指導
裾野市地域地震防災指導委員会	ア 自主防災組織の育成 イ 市民の防災意識の高揚 ウ 災害発生後におけるボランティア活動への協力
裾野市上水道協会	災害時における給水活動、漏水復旧についての協力
防災上重要な施設の管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第2節 裾野市の自然条件

1 位置及び境域

裾野市は、静岡県東部の愛鷹山の東部、箱根山の西部に位置しており、東部及び西部は、箱根山及び愛鷹山で、北部は御殿場市と、南部は三島市と長泉町に接している。

面積・人口・世帯数

(令和6年1月1日現在)

東西	南北	面積	人口	世帯数
23.50 km	23 km	138.12 km ²	49,225 人	21,690世帯

市役所の位置

東経	北緯
138度54分36秒	35度10分22秒

2 土地の特徴

黄瀬川を中心に、箱根山、愛鷹山、富士山の3つの山裾が重なってできており黄瀬川低地帯、箱根山麓帯、富士高原帯、富士山麓帯、愛鷹山地帯の5つに区分される。

黄瀬川低地帯は、黄瀬川に沿って幅約1.5km～2km、長さ8km、北は御殿場市、南は長泉町と接した帯状となっている。

箱根山麓帯は、4～6kmのほぼ正方形をしており、急な斜面を西に向けており、ほとんどが森林によって覆われている。

富士高原帯は北西端をしめ、傾斜が急で、ほとんど火山礫や火山砂に覆われている。

富士山麓帯は、富士高原帯に続いて市の北西側をほぼ東西に約12kmに渡り広がっている。

愛鷹山地帯は、位牌岳、呼子岳、越前岳等などの険しい山が並び、東側は愛鷹山の麓の地形が残された斜面でローム層と呼ばれる火山灰の赤土が積もり、その上をクロボクと呼ばれる火山灰が覆っている。

3 気象

裾野市は、富士山、愛鷹山、箱根山の裾合にあつて、太平洋式東海気候に属する温暖な地域である。

黄瀬川沿いの平坦部の最高気温が8月の30.8℃に比べ標高の高い須山地区では28.7℃と2.1℃も低くなっている。又、最低気温は2月-2.2℃に比べ須山地区では1月の-9.0℃と寒さが厳しくなっている。そして、年間平均気温は平坦部で14から15℃となっており県内でも住み良い地域となっている。

降水量は年間平均で約2,000mmで、降水量が最も多いのは6月から9月までの4カ月で、冬の12月から2月の3カ月間は非常に少なくなっている。

第3節 裾野市の社会条件

裾野市は昭和27年に小泉村と泉村が合併して裾野町が誕生し、続いて昭和31年に深良村、昭和32年に富岡村・須山村が編入し、昭和46年1月1日に市制施行し現在に至っている。

昭和35年に工場設置奨励条例を作り積極的に工場振興を図ったことにより主要産業も従来の農林業から工業に変わってきており、これに伴い人口も昭和35年に約2万2千人であったものが、平成15年には約5万4千人と大幅な増加となった。しかし、少子高齢化社会となり人口は減少傾向に転じ、令和4年9月には人口が5万人を割り込んでいる。このような市制誕生の経緯等を表すように、地域毎の小グループの呼び名が班や組、あるいは最寄り等と一律でない。そして、地域ごとでの住民意識、特に防災に関する意識の格差は大きい。このため、地域社会(コミュニティ)の防災(共助)意識を高める必要がある。

災害対策上の問題としては、道路、河川の未整備、都市下水路の不足、新興住宅との調和等が考えられる。

また、デジタル技術の発達により、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、河川改修等により大災害の危険は次第に少なくなっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし災害はあくまでも予期・予測されない事態によって起こるものであって、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、開発の進展ごとに新しい災害も予想される。季節的には4月・5月にかけて低気圧が通過し、予想外の豪雨となることがある。6月・7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。又、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨による災害が予想される。

なお、最近では11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。

2 地震

市内に著しい被害を及ぼすと予想される地震には、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震(M8～8.7)、更には、南海トラフ巨大地震(M9程度)がある。また、相模トラフ沿いで発生する大正型関東地震(M8程度)、元禄型関東地震(M8.2程度)がある。情報の収集、十分な警戒が必要である。

3 土石流、地すべり、山崩れ

市内には、土砂災害警戒区域(土石流)が52箇所、土砂災害特別警戒区域(土石流)が44箇所、土砂災害警戒区域(急傾斜地)が60箇所、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)が57箇所指定されており、降雨時や地震時には相当の被害を及ぼすものと思われるので十分な警戒が必要である。

4 火山噴火

市内には、富士山・箱根山などの活火山があるので、その活動の推移には十分注意する必要がある。

5 火災

市内には、近年大規模小売店舗、マンション等建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んだため火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって多数の人命が脅かされる恐れがある。

6 雪害

毎年数回の積雪があるため、予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、雪崩の危険も予想され、予報等十分に注意する必要がある。

このため、建設部局の連携により、「積雪による交通規制対応マニュアル」等による迅速・効率的な除雪に努める。必要により、災害対策本部を設置して関係機関等と連携した有機的な活動を行う。

7 交通災害

市内には、東名高速道路、新東名高速道路、国道246号等東西を結ぶ主要道路があり、これらにおける事故は大きな災害に結びやすく、影響も大きいので特段の配慮が必要である。

8 原子力防災

(1) 県内には、浜岡原子力発電所があり、本市はUPZ(Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置

を準備する区域で原子力施設から概ね半径30km)外であるが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

- (2) 万一、浜岡原子力発電所に何らかの事故が発生し、裾野市の安全が確認され県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民(焼津市民の一部)を一時、市内の小中学校等の体育館及び市内公共施設に受け入れる。(放射能レベル:基準値以内)また、避難住民が神奈川県に避難する場合には、県等が手配したバスに乗り換える施設等として避難中継所を市内に設置する。

9 複合災害、連続災害等、不測・緊急事態に対する備え

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

特に、現行の「富士山火山広域避難計画」は、富士山噴火が単独で発生したことを前提としているが、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(M8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する複合災害も想定しておく必要がある。このため、不測事態、最悪の想定(シナリオ)等に対するエマージェンシープランを今後策定する。

【必要性の具体例】

- ◎ 富士山火山噴火と南海トラフ巨大地震がほぼ同時あるいは続けて発生する想定火口位置及び溶岩流の流下方向にもよるが、富士山火山噴火で現行計画のライン3(裾野市街地方向)に溶岩流が流下した場合
 - ◆ 静岡県東部(伊豆方面)又は中・西部方面への広域避難は津波被害により困難である。
 - ◆ 御殿場・箱根方面にも降灰等噴火現象(最悪、箱根山も噴火)により避難は困難である。
- ⇒ このため、裾野市内で避難可能な地域及び経路の選定、避難に必要な各種基盤の整備等を定めた計画を策定する。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的に平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかにするための重要な業務であり、災害時にその機能を有効に発揮できるように、これら施設の整備点検を図るとともに、防災行政無線等の施設に関する耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

区 分	内 容
県防災行政無線	地上系、衛星系
防災行政無線	同報系(広報無線) 親局1局、遠隔制御装置1台、簡易中継局1局、再送信子局2局、子局12局 戸別受信機13,057台 資料編 資料 5-2 ※固定系無線設備(戸別受信機)は、令和10年度にかけて順次デジタル化を実施
デジタル防災行政無線	基地局1台、車載34台、携帯35台、半固定49台、中継局1台、直接中継局1台 資料編 資料 5-3
障害のある方への情報伝達体制の整備	・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、障害者の把握に努めつつ、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線現況	資料編 資料 5-4のとおり

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

また、防災資機材を整備するために防災倉庫の整備(更新)を図るものとする。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事する者の装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

防災倉庫の現況は、資料編 資料 7-9・7-10 とおりである。

区 分	内 容
水防資材	杭木、空俵、鉄線、蛸木、掛矢、担架、シヨベル、ツルハシ、鋸、斧、パンチ、照明具、救命綱、縄、土嚢袋
救助用資機材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、ゴムボート、救命胴衣、携帯用無線、医療セ

	ツト
給水用資材	給水車、ろ水機、布製水槽
排土作業用資材	シヨベル、ツルハシ、鋸
その他	天幕、折タタミ式寝台、地下足袋、長靴

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

区 分	内 容
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄道の災害予防計画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改修工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の停止等 <ul style="list-style-type: none"> 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

○地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民および各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

○また災害対策関係職員及び市民に対する予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 ・専門家(風水害にあつては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及を次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識、災害予防措置及び避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
印刷物等による普及	市民に対し、その時期に応じて広報紙を通じ、防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防災月間、山地災害防災キャンペーン等を通じ、防災関係者及び市民に対し、映画、スライド、ビデオ上映及び講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 裾野市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所、避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (6) 災害危険箇所に関する知識 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	---

3 市の実施事項

(1) 職員等に対する教育

○市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

○教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識
---	----------------------

育 事 項	イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「裾野市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担) ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 コ 緊急地震速報の意義と受信時に取るべき措置 サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 シ 地震等の防災対策の課題その他の必要な事項
-------------	--

- カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。
- 各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。
- 市教育委員会は「静岡県防災基本方針」及び学校の地震対策マニュアルによって、それぞれ職員に対し教育を行う。

(2)生徒等に対する教育

- 市教育委員会は公立小中学校、健康福祉部は幼稚園及び保育園(以下「学校等」という。)に対し、園児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の災害の教訓等において継続的な防災育めるものとする。
- 市は、私立学校に対しこれ準じた教育を行うよう指導する。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生・高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

(3)市民に対する防災思想の普及

- 市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- 11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また市は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。
- 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めていくものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めていくものとする。

区 分	内 容					
一般的な啓発	啓発内容	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識</p>				
一般的な啓発	啓発内容	<p>キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>				
	手段方法	<p>・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>				
社会教育を通じた啓発	<p>・市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研究会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 ・文化財を地震防災から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。</p> <table border="1" data-bbox="549 1653 1386 1800"> <tr> <td data-bbox="549 1653 692 1765">啓発方法</td> <td data-bbox="692 1653 1386 1765"> <p>・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1765 692 1800">手段・方法</td> <td data-bbox="692 1765 1386 1800"> <p>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</p> </td> </tr> </table>		啓発方法	<p>・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</p>	手段・方法	<p>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</p>
啓発方法	<p>・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</p>					
手段・方法	<p>・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</p>					
各種団体を通じた啓発	<p>・市は各種団体に対し、研修会、講習会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</p>					

<p>防災上重要な施設管理者に対する教育</p>	<p>市は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗など、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
<p>相談窓口等</p>	<p>市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1" data-bbox="549 434 1385 504"> <tr> <td data-bbox="549 434 788 468"> <p>総括的な事項</p> </td> <td data-bbox="788 434 1385 468"> <p>危機管理課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 468 788 504"> <p>建物等に関する事項</p> </td> <td data-bbox="788 468 1385 504"> <p>都市計画課</p> </td> </tr> </table>	<p>総括的な事項</p>	<p>危機管理課</p>	<p>建物等に関する事項</p>	<p>都市計画課</p>
<p>総括的な事項</p>	<p>危機管理課</p>				
<p>建物等に関する事項</p>	<p>都市計画課</p>				

4 防災関係機関

○東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、東京電力株式会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、裾野市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

<p>調査研究内容</p>
<p>(1)市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。 (2)古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。 (3)災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。 (4)要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 (5)要防災地域の防災パトロールを実施する。 危険性があると判断される地域箇所については、防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。</p>

2 災害発生状況調査

<p>区 分</p>	<p>内 容</p>
<p>地震</p>	<p>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価(プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</p>
<p>風水害</p>	<p>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</p>
<p>火山</p>	<p>過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</p>

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

区 分	内 容
避難地	①避難地標識等による住民への周知 ②周辺の緑化の促進 ③複数の進入口の整備
避難路	①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進 ②落下・倒壊物対策の推進 ③誘導標識、誘導灯の設置 ④段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

区 分	内 容
避難所の指定	<p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>①市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な構造等を有する避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、県防災アプリの活用、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。災害時の避難所の混雑状況については、避難所可視化システム(株式会社バカン)を活用して市民への周知を図る。</p> <p>②市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星通信等による回線確保等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。(市役所本庁舎及び指定避難所7か所は、既に太陽光発電設備を設置済み。)</p> <p>なお、市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易ト</p>

	<p>イレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>
<p>2次的避難所の整備</p>	<p>福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進する。また、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整するよう努めるものとする。 ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、特定された要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、避難行動要支援者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
	<p>2次的避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市は県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市は県と連携し、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制

④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2)学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3)不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は県と連携し、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な区域に住む親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確率及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	<p>・災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</p> <p>・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要求されている現状に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点を置き、市は、総合防災訓練を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1)水防 (2)消火 (3)交通規制 (4)道路啓開 (5)救出・救護 (6)避難・誘導 (7)通信情報連絡 (8)救助物資輸送 (9)避難所運営 (10)給水・炊出し (11)応急復旧 (12)遺体措置</p> </div>
災害対策本部要員訓練の実施	災害対策本部において、応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を行うものとする。
救助・救急関係機関の連携	市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
非常通信訓練	災害時において、市から県災害対策本部東部方面本部及び関係官公庁に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行われるよう通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p>・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認められるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は、道路の区間を指定して、歩行者又は、車両の道路における通行を禁止し、又は、制限することができる。</p> <p>・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p>
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 防災訓練

区 分	内 容
組織	<p>行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織とする。</p> <p>資料編 資料 1-12</p> <p>また、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は</p>

	副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編成	本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き、必要に応じ小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の把握・点検、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

○市及び地域防災指導員は、地域住民等に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

○市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織リーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の推進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。また、地域地震防災指導員、特に、女性指導員との連携による勉強会等の機会を設定し、女性参画・男女共同参画機運の醸成を図る。

4 市民の果たすべき役割

○地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

○市民は、自分たちの安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象状況に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄の医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活必需品の備蓄(食料・飲料水については最低7日分) サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄(少なくとも5日分)
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時の準備を活かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 生活な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活

	オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

○自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	<p>防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災地図の作成	<p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の防災計画書の作成	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・災害時要援護者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳(基礎となる個票) イ 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳) ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 オ 可能な範囲で住民の食物アレルギーの実態を調査・把握
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難所の運営体制の整備	<p>市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、避難行動要支援者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 ア 情報の収集及び伝達の訓練

	イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容						
自主防災組織づくりの推進	市は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。						
地域地震防災指導員制度	・市は自主防災組織の活性化を図るため、地域地震防災指導員を選任・育成する。 ・地域地震防災指導員の育成及び能力向上を図ることを目的に、市は県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 ・地域地震防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援						
自主防災に関する意識の高揚	市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会等を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>対象者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災会長等研修・勉強会・訓練会</td> <td>自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	対象者	目 的	自主防災会長等研修・勉強会・訓練会	自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
研修名	対象者	目 的					
自主防災会長等研修・勉強会・訓練会	自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。					
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。						
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は必要な助成を行う。						
区集会所・公民館等の活用	市は、区集会所・公民館等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震または大雨・暴風などの災害を要因として道路が分断され、指定避難所等に避難することが困難な場合は、あらかじめ避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。						
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。また、コロナ禍における非接触と円滑・迅速な避難所受入れを追求すべく、機会ある毎に避難所支援機能に関する周知・普及を図る。						

7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行い、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し サ 燃料・電力等重要なライフラインの供給の確保
防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 ・市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画(BCP)の取組	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

市は、地区防災計画の推進のために、災害発生時の初動に焦点を絞った「地区防災計画(骨子)フォーマット」資料編 資料11-1を作成し、その後も計画事項を拡充していけるよう、地区防災計画作成への支援と後押し役割を担うものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

地区防災計画の骨子を作成した自主防災会の数 53 (令和6年1月1日現在)

第11節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

○裾野市災害ボランティア本部は、「裾野市福祉保健会館(裾野市社会福祉協議会)」に設置する。

○市は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

○また、市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

2 ボランティア活動経費の確保

大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、市は、災害ボランティア本部で活動する資機材の整備に努める。

第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容						
<p>要配慮者支援体制</p>	<p>・市は、要配慮者のうち「裾野市災害時要支援者名簿に関する条例」(令和4年4月施行)で定めている「裾野市避難行動要支援者名簿(以下、「要支援者名簿」という。))を作成し、その要支援者名簿に掲載された者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の消防関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事務所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画(個別避難計画)の策定等、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>・地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、要支援者名簿を基に日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="488 712 1385 898"> <tr> <td data-bbox="488 712 699 786">行政機関</td> <td data-bbox="699 712 1385 786">警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 786 699 822">地域組織</td> <td data-bbox="699 786 1385 822">自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 822 699 898">福祉関係 福祉関係団体</td> <td data-bbox="699 822 1385 898">民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等</td> </tr> </table>	行政機関	警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等
行政機関	警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等						
<p>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</p>	<p>・市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。</p> <p>・市は、避難行動要支援者について避難支援等(避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施するため基礎とする要支援者名簿を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。</p> <p>・市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>・市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防組織(消防本部及び消防団)、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会(自主防災組織)に対し、条例に基づき名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供する。</p> <p>・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>・市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防組織、警察、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、自治会(自主防災組織)に対し条例に基づき、あらかじめ個別避難計画を</p>						

	<p>提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のデジタル化を積極的に進める。 	
避難行動要支援者名簿	掲載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者 <ul style="list-style-type: none"> ア 介護保険法に規定する介護認定において要介護 3、4及び5の認定を受けている者 イ 身体障害者手帳 1 級または 2 級に該当する者 ウ 療育手帳 A の交付を受けている者 エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者 オ 指定難病医療受給者 カ その他市長が支援の必要があると認めた者
	名簿の作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市は上記の掲載する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする理由を記した名簿を作成する。 ・市は、災害の発生に備え、避難支援実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 ・名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
	更新に関する事項	<p>避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。</p>
	情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘保持義務が課せられていることを認識すること ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること ・市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること
避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮	<p>避難支援等関係者が要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと 	
防災訓練	<p>市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。</p>	

人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	市は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第 13 節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第 14 節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容
応急住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 市は、国・県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に産業廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第 15 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

	<p>・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>
重要施設の管理者	<p>・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間、目標7日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>・市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p>
ライフライン事業者	<p>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p>

第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	<p>市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練</p> <p>(2) 応援協定の締結</p> <p>(3) 応援の受入れ体制の構築</p>
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>

第 17 節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 ・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気・水・食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理

第 18 節 原子力災害に関する対策

裾野市の西約90kmに浜岡原子力発電所がある。市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(原子力発電所から概ね31kmの範囲)外であるが、万が一の事故による放射性物質放出に伴う災害対策が必要である。市は原子力災害対策特別措置法及び法に基づき実施する予防体制整備及び原子力災害の事前対策について定める。

区 分	内 容
住民等への的確な情報伝達体制整備	<p>市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特性を勘案し、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p>
安定ヨウ素剤の服用体制の整備	<p>市は原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤服用等に関する具体的な措置等は定められていない。</p> <p>ただし、国の指針等の見直し時には、必要に応じて具体的な措置等を定めることとする。</p> <p>本来、安定ヨウ素剤服用の効果は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせるため、通常は服用の必要性は少ないものの、UPZ圏内市町からの避難者の受入れ時においては、その受入れ業務に従事する職員等の服用等に関する措置等が必要なため、県と調整・連絡体制を整備しておく。</p>

第 19 節 複合災害対策及び連続災害対策

- 市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し災害対策が困難となる事象の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

○市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。

第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は県と連携し、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、同部局が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第21節 災害に強いまちづくり

○市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制により防災機能を持たせること等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

○市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

○市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

○市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

○市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

○市は、関係機関等と連携を取りながら不在者土地情報の把握に努めることとする。

○市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民の合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防ぎよし又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

市が実施する措置
(1) 基本法第5条(市町村の責務)
(2) 基本法第62条(市町村の応急措置)
(3) 基本法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)
(4) 基本法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等) 第68条の2(災害派遣の要請の要求等)
(5) 基本法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

○法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

○市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

○法第50条(災害応急対策及びその実施責任)に基づき、市が行う応急措置は、概ね次のとおりとする。

内 容
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は、指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急対策に関する事
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 河川法に基づく洪水防御に関する事項
(10) 道路法第68条に基づく措置に関する事項
(11) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項
(12) 前各号に掲げるもののほか災害の発生を防ぎよし又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と市地域防災計画との関係

○市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複を避けるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じ

	<p>て相互に協力する責務を課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結に努めるものとする。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は県、ライフライン事業者等とともに、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
<p>市の配慮すべき事項</p>	<p>(1)要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 ・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 <p>(2)関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
<p>応援の指揮系統</p>	<p>この計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。</p>
<p>協力要請事項の正確な授受</p>	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア機関名 イ所属部課名 ウ氏名</p>
<p>従事命令等の発動</p>	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じて従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>
<p>標示等</p>	<p>災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。</p>
<p>知事による応急措置の代行</p>	<p>法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところより行うものとする。</p>
<p>経費負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に要する経費については、法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

区 分	内 容
裾野市防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の構成は資料編 資料 1-2 の定めるところによる。 ・運営は「裾野市防災会議条例(昭和37年9月17日条例第12号)」(資料編 資料 1-1)の定めるところによる。
裾野市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・設置基準は、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市長がその対策を必要と認めるとき。 ・運営は「裾野市災害対策本部条例(昭和37年9月17日条例第13号)」(資料編 資料 1-3)、「裾野市災害対策本部運営要領(平成19年3月1日 災害対策本部訓令第2号)」(資料編 資料 1-4)の定めるところによるものとする。 ・編成は「裾野市災害対策本部編成図」(資料編 資料 1-5)の定めるところによる。 ・事務分掌は、「裾野市災害対策本部各部事務分掌」(資料編 資料 1-6)の定めるところによる。
裾野市水防本部	<p>水防本部組織に関し、必要な事項は風水害編の定めるところによる。</p> <p>ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・標識は、本部活動を円滑に進めるため、資料編 資料 1-7 のとおり定めるものとする。 ・本部職員の証票は市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法83条第2項(立入りの要件)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第3節 動員計画

市長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法等を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容		
動員・応援の時期	<p>市長が必要と認めるとき、又は他の計画の定めるところにより実施する。</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>		
動員・応援対象者	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者
<ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者 		

2 実施方法

区 分	内 容
市職員の動員	<p>動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。措置する概要は資料編 資料1-8によるものとする。</p>
消防団員の動員	<p>動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して、下記事項により行うものとする。</p>

	<p>ア 動員をする分団名、動員規模及び動員期間</p> <p>イ 作業内容及び作業場所</p> <p>ウ 装具等</p> <p>エ 集合時間及び集合場所</p> <p>オ その他必要と認める事項</p>
消防署員の動員要請	消防署員の動員要請は、富士山南東消防本部裾野消防署長に対して行う。
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、裾野警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣要請の要求に関する必要な事項は〔第26節 自衛隊派遣要請要求計画〕の定めによるものとする。
国土交通省の派遣要請	国土交通省の出動を必要とする場合には、中部地方整備局沼津河川国道事務所に対し出動を直接要請する。
医療・助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む。)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の動員に関し、必要な事項は〔第13節 医療助産計画〕の定めによるものとする。応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は、困難な場合、又適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。
土木業者、建築業者、水道業者及び技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、資料編 資料5-7・5-8・5-9による業者を中心として、当該応援動員対象者又は、個人に直接もしくは当該業者の所属する協会等に対して行うものとする。
市	<p>知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>
	<p>他の市町長に対する応援要請</p> <p>・市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>
	<p>県から市町に対する応援</p> <p>・県は、大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。(市町支援機動班)</p> <p>・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</p> <p>・知事は市町が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら市町相互間の応援に</p>

	<p>ついて必要な指示又は調整を行う。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>
<p>関係機関等への協力要請</p>	<p>(1)災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員 の派遣を要請することができる。</p> <p>ア 派遣を要請する理由</p> <p>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2)法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員 の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由</p> <p>イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3)次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急措置の実施を要 請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に対し必要な事項</p> <p>(4)その他応援に対し必要な事項</p>
<p>受入体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市町機動支援班員の受け入れ時の連携体制や管理事項の具体化に努める。 ・すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。 ・応援動員を受けるときは、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
<p>市職員の応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 ・市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト

	化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
--	---

第4節 通信情報計画

- この計画は、情報の収集伝達を迅速かつ確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携により情報を一元化することを基本とし、情報の収集及び伝達体制の整備を推進する。
- なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面〔第32節 突発的災害に係る応急対策計画〕により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

基本方針	<p>ア 県との情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達は、災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部の相互ルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ・情報活動の緊密化のため、災害対策本部には、警察署から警察官及び県から派遣される職員の受入れ体制をとる。 <p>イ 情報活動の迅速・的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「県情報広報実施要領」という。）により行動するものとする。</p> <p>ウ 県災害対策本部への報告・要請</p> <p>県災害対策本部に対する各班からの報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめ、一括して実施する。</p> <p>エ 指定行政機関等との連携</p> <p>市は指定行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携を図る。</p> <p>オ 防災関係機関相互の連絡体制の構築</p> <p>市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>カ 情報伝達体制の確保</p> <p>市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>
------	---

1 市の実施事項

区分	内容
気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・県（災害対策本部）から通知される気象等情報の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市警戒本部、もしくは危機管理課）において受理する。 ・気象等に関する注意報、警報等の情報は、災害応急対策に重要なものであり、その収集、伝達に当たっては確実に同時通報用無線、広報車や災害情報共有システム（Lアラート）等により市民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。資料編 資料3-1
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 ・派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 <p>ア 被害状況</p>

	<p>イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況</p> <p>・危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害時情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>						
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <p>特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 808 1386 1070"> <tr> <td data-bbox="491 808 855 887">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="855 808 1386 887">災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 887 855 965">自主防災組織等を通じた収集</td> <td data-bbox="855 887 1386 965">自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 965 855 1070">参集途上の職員による収集</td> <td data-bbox="855 965 1386 1070">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</td> </tr> </table>	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。						
<p>市長への報告</p>	<p>・関係市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。</p> <p>・裾野警察署長は、災害情報を市長に通報する。</p>						
<p>県等への報告</p>	<p>ア 被害速報(随時)</p> <p>・災害が発生したときから応急措置が完了するまで、「被害程度の認定基準」(資料編 資料4-1)に基づき被害速報(資料編 資料4-2)により「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」を経て、「県本部長(知事)」へ報告する。</p> <p>・被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」に報告する。</p> <p>・「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」に連絡がつかない場合は、「県本部長(知事)」に、「県本部長(知事)」に連絡がつかない場合には、内閣総理大臣へ報告する。なお、連絡がつかない場合は、「県本部長(知事)」及び「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」にも報告する。</p> <p>イ 定時報告</p> <p>・市長は、定められた時間に県東部方面本部に別に定める「災害定時及び確定報告書」により被害情報を把握し報告する。又、可能な限り最新の被害状況を把握するよう努める。報告時間については災害発生の都度、県が定める。</p> <p>報告様式は、資料編 資料4-3に定める。</p> <p>ウ 確定報告</p> <p>・市長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により東部方面本部を経由して知事に文書をもって報告する。</p> <p>報告様式は、資料編 資料4-3に定める。</p>						
<p>内閣総理大臣に対する報告(知事に報告できない場合)</p>	<p>ア 法第53条第1項の規定に基づき、市が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <p>①市が災害対策本部を設置した災害 ②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められ</p>						

	<p>る程度の災害 ③①又は②に定める災害になる恐れのある災害のいずれかである。</p> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生する恐れがある場合には、当該災害等(以下「特定事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況(特に死傷者の数)の判明又は、災害等の状況の変化にしたがい、逐次第二報以降の情報の収集・伝達を行う。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table>		電話	FAX	平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553
	電話	FAX								
平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537								
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553								
市防災会議に対する報告	必要に応じ、被害状況及び応急対策実施状況等の措置について、市防災会議に報告するものとする。									

2 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関とを結び、通信系統は資料編 資料5-1による。

区 分	内 容								
県防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。								
その他の無線及び有線電話等	<p>防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、衛星携帯電話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、災害時優先電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料の巻Ⅱ(8-6-1・8-6-2)のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線:同報系</td> <td>資料編 資料5-2のとおり</td> </tr> <tr> <td>裾野市デジタル防災行政無線・IP無線</td> <td>資料編 資料5-3のとおり</td> </tr> <tr> <td>富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線</td> <td>資料編 資料5-4のとおり</td> </tr> </table>	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料の巻Ⅱ(8-6-1・8-6-2)のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。	防災行政無線:同報系	資料編 資料5-2のとおり	裾野市デジタル防災行政無線・IP無線	資料編 資料5-3のとおり	富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線	資料編 資料5-4のとおり
非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料の巻Ⅱ(8-6-1・8-6-2)のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。								
防災行政無線:同報系	資料編 資料5-2のとおり								
裾野市デジタル防災行政無線・IP無線	資料編 資料5-3のとおり								
富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線	資料編 資料5-4のとおり								
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害時情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。								
自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。								
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。								
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。								

広報車等の活用

3 異常現象発見の通報

災害の発生する恐れのある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等。噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等)を発見した者は、その概要を遅滞なく市又は裾野警察署に通報するものとする。また、市内で火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

4 災害の被害等情報収集及び伝達

災害に関する情報は、その収集及び伝達システムの明確化を図り、よって防災関係各機関、民間諸団体、自主防災組織等との協力体制による効率の高い応急対策活動ができるよう定めておくものとする。

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有 線
平 日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49012	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時において市民等に対し必要な情報資料を提供し、社会秩序の維持を図るため、関係機関及び報道機関との協力体制を定め広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、県と連携して、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報実施方法等

区 分	内 容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 ・実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 ・広報事項の主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧の見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため市民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同時通報用無線、市用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、市公式WEBサイト(市ホームページ)、SNS(市公式LINE,Facebook等)、まもメール、広報車、テレビ放送、ラジオ放送等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。 ・自主防災組織を通じての連絡 ・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
外部機関からの区報事項の受領	市(災害対策本部)は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。
報道機関からの災害記録写真の収集	市(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する
被災者の安否に関する情報提供等	<p>市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)に基づき、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p>

	趣旨	公表目的	定義	公表主体	公表する情報	公表の時期(目標)・期間等
安否不明者	被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するために被災者を早期に特定する必要性があり、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表	搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内(概ね72時間以内)での一刻も早い人命救助に繋げる。	「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者の内、災害発生後の一定時点において連絡がとれない者	住基台帳などに基づいて市町が名簿作成し県が公表 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け公表	個人情報保護を基本とした上、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳記載の性別)	被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標(目安)
行方不明者	安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間経過しても安否情報が得られない場合は、被災した可能性が極めて高く、効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて氏名等公表	災害によっては安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化に繋げる。	「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」	市町・関係機関からの情報に基づき、県が公表、または県と市町が共同で公表	個人情報保護を基本とした上、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳記載の性別) 年齢は原則公表対象とせず、可能な場合に限って公表	安否不明者として概ね1週間が経過する等の理由により行方不明者と判断された時点から公表。所在が明らかになった場合は公表を終了、長期に及んだ場合、原則災害発生から3カ月以内
死亡者	災害による死亡者の「氏名等の公表に関する法令や基準は存在せず、個人情報保護条例で死者に適用される規定もないことから死亡者の氏名等を公表	住民の死亡情報は、被災地において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資するもの。	「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」※災害関連死認定者は公表対象としない。※公表対象の場合有	市町・関係機関からの情報に基づき、県が公表、または県と市町が共同で公表	個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳) ④年齢 ※死亡確認日及び災害死亡認定日の公表は差支えない。	市町が災害による死亡を認定した場合、その都度公表、公表は原則として災害発生から3カ月以内 ※3カ月経過後死亡が認定時は、その認定による氏名公表から3カ月以内

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	<p>広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。</p> <p>ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況</p> <p>イ 災害応急対策状況及び復旧見込み</p>
広報実施方法	<p>広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。</p> <p>この場合、市及び県との連携を密にするものとする。</p>

3 報道機関への情報発表

区 分	内 容
情報発表者	<p>市(災害対策本部)が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長若しくは本部長が指名した者とする。</p>
情報発表方法	<p>報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。</p>

4 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合の経費	<p>ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。</p>
外部機関からの広報事項を受領した場合の経費	<p>市に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。</p>
報道機関から収集する災害記録写真の経費	<p>報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。</p>

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

区 分	内 容	
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	<p>知事・市長の放送要請事項</p>	
ラジオ、テレビ	<p>地震情報等、交通機関運行状況等</p>	
同報無線、CATV、SNS(公式LINE、Facebook等)、まもメール、広報車	<p>主として市域内の情報、指示、指導等</p>	
インターネット	<p>県、市の公式ホームページ</p>	<p>主として県又は市域内の情報、指示、指導等</p>
	<p>「静岡県防災」 Twitter,Facebook</p>	<p>ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</p>
自主防災組織を通じての連絡	<p>主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等</p>	
サイレン	<p>火災の発生・水防・避難等の通報 資料編 資料5-5</p>	

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが市において具体的に災害救助法適用となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 市の区域内において住家の滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき。
	(2) 県の区域において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の40世帯以上の住家が滅失したとき。
	(3) 県の区域において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記の(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	<p>ア 滅失(全壊・全焼・流失)</p> <p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
	<p>イ 半壊・半焼、一部損壊</p> <p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(ウ) 損壊割合が10%以上20%未満のもの。</p>
	<p>ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</p> <p>(イ) 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができないもの。</p>
世帯及び住家の単位	<p>世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>
	<p>住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。</p>

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市の区域内に災害が発生したときは、市長は速やかに当該災害の状況及びこれに対処した措置の概要を東部危機管理局長を経由して知事に報告しなければならない。
市の実施する災害救助法事務	<p>災害に際し、市における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について、通知を受ける。</p> <p>(1) 避難所等の設置及び収容</p> <p>(2) 炊き出し、その他による食品の給与</p> <p>(3) 飲料水の供給</p>

	(4) 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与 (5) 医療及び助産 (6) 被災者の救出 (7) 被災者の住宅の応急修理 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の捜索 (11) 死体の処理 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去
災害救助法費用限度額	費用限度額は、資料編 資料9-1による。
災害救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、静岡地方気象台との連携及び助言を受けるとともに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。気象防災アドバイザーの活用等に関しては、平時における気象防災に関する普及啓発等を含めて、静岡地方気象台の支援・協力を受ける。

① 避難勧告により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報	・氾濫注意情報	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害り

	洪水注意報 (気象庁が発表)	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	スク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険)	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立ち退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1の早期注意情報(警報級の可能性)は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難

のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

- b 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- c 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。
- d 市が事務の全部または大部分の事務を行う事ができなくなったときは、各関係法の規定に基づき、次のとおり、避難のための立退きの指示等の措置が行われる。
 - i 知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う(法第 60 条)。
 - ii 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)。
 - iii 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる(法第 61 条)。
 - iv 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる(自衛隊法第 94 条)。
 - v 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第 29 条)。

イ「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水防計画 資料編 資料19)等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2)住民への周知

市長は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3)避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市は県、県警察及び道路管理者とともに、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4)警戒区域の設定

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。
- 法第 63 条第2項、第 3 項の規定により、警察官又は自衛官は市長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。
- また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 73 条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならないとされている。

2 被災者の救助

(1)基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ・県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- ・市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和 3 年 11 月 12 日策定)に基づき安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第 26 節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2)実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(3)避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容

避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>・要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>・市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

(4)空からの救助

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(5)救急用資材の整備

平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

(6)安否不明者等の氏名の公表

災害時における安否不明者、行方不明者、死亡者の氏名等の扱いについては、円滑で効率的な搜索活動や救出救助活動につなげるため、県方針に則り、市は把握した氏名等について名簿等を作成し県が公表または県が市と共同で公表する。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1)避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2)避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - b 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - a 避難指示が発せられた場合
 - b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- オ 避難行動要支援者への配慮
- カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ケ 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局、防疫担当部局及び保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3)避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 知事に対する要請事項

(1)市長の要請事項

○市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)	

○市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

○市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等への緊急入所等を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

7 帰宅困難者対策

大規模地震、大型台風や大雪などの発生時には、道路や鉄道等の被害により、公共交通機関の運行停止や車の通行止め、通行規制等により大渋滞が発生し、外出先で足止めされ「帰宅困難者」が発生することが想定される。

大規模地震等により多数の死傷者・避難者発生が想定される中では、帰宅困難者への対応は、総合的な対応が不可欠であることから、県と連携し企業や集客施設に対し、帰宅困難者対策の啓発・周知に努めてきたところである。引き続き、関係機関や市民への周知を継続し、帰宅困難者対策への連携・協力体制の構築に努めることとする。

また、市は一時滞在者用避難所を指定避難所とは別に確保し、活用方針や時滞在者用避難所までの案内・誘導に等について検討することとする。

○帰宅困難者

大規模災害等の発生による交通機関の運行停止や車両の通行止め・渋滞のために、通勤・通学者や出張者、旅行者などが外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が遠いため帰宅が困難になるもの。

○一時滞在者用避難所

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設 資料編 資料 7-4

8 広域避難・広域一時滞在

- 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては、市から受入れ市町に直接協議するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 市は大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定または決定しておくよう努めるものとする。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分	内 容
県内市町への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他市町への受入れについては、市から受入れ市町に直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。 ・広域避難を受入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。
県外への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分	内 容	
同行避難動物への対応	市	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	市	<ul style="list-style-type: none"> ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

対応		ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難行動を表す言葉であり、指定避難所でペットを人と同室で飼育管理することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。避難所における食物アレルギーへの対応で当面実施すべき事項は、下記の2点であり、今年度の成果等を踏まえ今後拡張・整備等を推進する。

- ・自治組織を通じた、コミュニティ内住民の食物アレルギー状況の把握(自主防災会活動において機会を捉えて調査依頼)
- ・避難所受入れ体制の整備
- ・現行避難者カード・避難者受入台帳の様式等の見直し
- ・避難者の食物アレルギーに関する情報把握の必要性について、広域避難地班職員に対し周知徹底(班練成訓練時活用)

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。

・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 オ 損害を受けた自宅等で生活している被災者(いわゆる自宅避難者)であって、ライフラインの断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食(調味料を含む。)
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費(調味料を含む。) ウ 燃料費 エ 雑費 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料編 資料9-1のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
応急食料調達方法	調達は、原則として市において資料編 資料10-1-8の協定締結事業所より調達するものとする。
輸送方法	ア 応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。 ウ 市は、平常時より災害に備え、応急食料を備蓄するものとする。
応急食料給与の方法	ア 応急食料の給与の実施は、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し等適当な方法により実施するものとする。 イ 炊出し実施場所等 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するものとする。 ウ 対象者その他 救助法の食品給与の実施基準による。

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市長は農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により、必要な物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

物資の供給に当たっては、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあつせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。 ・市長は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な LP ガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。 ・地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料
費用の限度	資料編 資料9-1のとおり	
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。	

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
-----	-----

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
衣料、生活必需品等の調達	調達は、原則として市において資料編 資料10-1-8の協定締結事業所より調達するものとする。
輸送方法	・調達した物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。
給(貸)与	ア 衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 イ 配分にあたっては、必要数、対象者数、被災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 ウ 物資の配分は、避難所等で実施する。 エ 各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進(プッシュ)補給も考慮する。
対象者その他	・対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 ・調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 ・在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 ・燃料の確保と供給の優先順位を決定する。

第11節 給水計画

災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の水を供給するために市等の実施する事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。資料編 資料 7-8

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容						
市	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 ・市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。 						
	<table border="1"> <tr> <td>飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者					
	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル					
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。						
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払 						

	う。 ・市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。
--	------------------------------------

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる)
実施期間	災害発生の日から7日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
給水の方法	ア 取水、給水拠点を定め運搬給水用具及び車両等を活用して運搬し、給水するものとする。 イ ろ水機による給水
給水実施計画の作成	給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。 ア 給水を必要とする地域及び人員 イ 搬送方法、容器の有無 ウ 取水拠点の状況 エ 今後の見通し
住民への広報	自己の努力によって飲料水の確保する市民に対し、衛生上の注意の広報を行う。

第 12 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では、住宅を確保する事ができない者に対し、応急的な住宅を提供し、又、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「6 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容
------	-----

市	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民		<ul style="list-style-type: none"> 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	<ul style="list-style-type: none"> 条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1)基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2)市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設 <ul style="list-style-type: none"> 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ <ul style="list-style-type: none"> 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
市町営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者の

	<p>うち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p>	
<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<p>・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p>	
	<p>応急仮設住宅の場合</p>	<p>① 被害世帯数(全焼、全壊、流失) ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>
	<p>住宅応急修理の場合</p>	<p>① 被害世帯数(半焼、半壊) ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>
	<p>・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p>	
<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p>	<p>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別) イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>	

4 災害救助法に基づく市の実施基準

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場所で、災害救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて市において実施するものとする。災害救助法の実施基準は、次のとおりである。

区分	内容	
<p>応急仮設住宅設置</p>	<p>入居対象者</p>	<p>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</p>
	<p>規模及び費用</p>	<p>資料編 資料9-1のとおり</p>
	<p>整備開始期間</p>	<p>着工期間は、災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。</p>
	<p>その他</p>	<p>供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。</p>
<p>住宅応急修理</p>	<p>修理対象者</p>	<p>災害のため住家が半焼又は半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p>
	<p>規模及び費用</p>	<p>資料編 資料9-1のとおり</p>
	<p>修理期間</p>	<p>災害発生の日から3カ月以内。 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内</p>
	<p>その他</p>	<p>修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。</p>

5 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容	
仮設、修理の方法	規模、構造等	設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準による。
	仮設住宅の設置場所	仮設住宅の設置場所については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、建設予定地を選定しておく選定するものとする。
	建設資材、労務者等	建設資材は、別表により調達し、建設業者等については、[第3節 動員計画]によるものとする。
	建設資材の輸送	調達した資材等の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼するが、それにより難い場合は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
入居者、修理対象者の選考	<p>ア 仮設住宅への入居者及び住宅の修理対象者の選考は、健康福祉部総合福祉課が担当する。</p> <p>イ 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。</p> <p>ウ 選考にあつては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。</p> <p>○選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者世帯、障がい者世帯、病弱者 ・特定の資産のない寡婦、母子世帯 ・特定の資産のない失業者 ・特定の資産のない勤労者、中小企業者 ・前各号に準ずる経済的弱者イ 選考にあつては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公正な選考に努めるものとする。 	

6 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
- 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	<p>ア 上記の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</p>

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失ったものに対し、救助法に基づいて行う市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

ア	市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ	市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
ウ	医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
エ	市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
オ	特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
カ	市町、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内 容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんに要請する。 ・市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつ

	<p>せんを要請するものとする。</p> <p>ア 必要な救護班数</p> <p>イ 救護班の派遣場所</p> <p>ウ その他必要事項(災害発生の原因)</p> <p>・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
市民及び 自主防災組織	<p>・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする者で、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	<p>ア 災害のため助産の途を失った者</p> <p>イ 現に助産を要する状態の者</p> <p>ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者</p> <p>エ 被災者であると否を問わない</p> <p>オ 本人の経済的能力の如何を問わない</p>	
医療助産の範囲	医療	<p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処理、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p>
	助産	<p>ア 分娩の介助</p> <p>イ 分娩前、分娩後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実施期間	医療	<p>災害発生の日から14日以内</p> <p>ただし必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる</p>
	助産	<p>分娩した日から7日以内</p> <p>ただし必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。</p>
費用の限度	医療	<p>ア 医療班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費</p> <p>イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p>
	助産	<p>ア 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額</p>

5 市の実施事項

(1) 災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。

(2) 医療助産は原則として「裾野市医療救護計画」に基づいて行うものとする。

ア 医療救護対策調整所の設置

市は、医療救護活動を統括する拠点として医療救護対策調整所を設置する。

医療救護対策調整所は、医療救護施設の開閉、医療救護施設と災害対策本部との連絡調整、医師等や医薬品等の確保、活動記録の取りまとめ及び報告などを行う。また、救護班、DMAT等の一元的な運用調整を医療救護対策調整所で実施する。

イ 救護所の設置 資料編 資料 8-1

救護班の医療活動を実施する場合は、被災地住民の利用しやすい指定避難所をはじめとして市内に4か所の救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

救護班は、概ね医師1名、看護師2名、補助者(保健師等)2名以上をもって編成するものとする。

また、救護所の開設について関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

ウ 救護病院の指定

市は、医療関係団体と協議し、指定した病院に救護病院を設置する。

エ 医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 14 節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族、昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活用水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 実施要領

区 分	内 容
防疫班の編成	ア 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班を編成し必要な防疫活動を行うものとする。 イ 防疫班は、概ね運転手1名、作業班2名をもって1班とし、災害の状況によって班数を編成し前項に定める実施事項を処理する。 ウ 防疫班は、衛生班長の指示に従い感染症が発生し、又は発生の恐れがある地区の消毒、ねずみ族昆虫駆除作業にあたるものとする。
実施の基準	ア 被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 イ 下痢患者、有熱患者が多発している地域 ウ 集団避難場所 エ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施の方法	ア 予防宣伝

	<p>被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意などについて啓発宣伝を行う。</p> <p>イ 消石灰、消毒用薬剤の配布 (ア) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 (イ) 浸水等により家屋が汚染した場合は、消毒用薬剤を配布する。 (ウ) 消石灰、消毒用薬剤について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。</p> <p>ウ 汚染された井戸等 汚染された掘り抜き井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。</p> <p>エ ねずみ族昆虫等の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生の恐れのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫等の駆除を行うものとする。</p> <p>オ 毒物・劇物の取扱い 回収及び流失飛散防止を図るものとする。</p> <p>カ その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。</p>
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は業者より調達し、不足の場合は、農協等が所有しているものを借上げる。

3 県民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第 15 節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「裾野市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「裾野市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する

	<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <p>・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集体制を住民に広報する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	<p>市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。 	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。 	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第 16 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索又は災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- (1)市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3)当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4)市は、あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5)市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

	活動	<p>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <p>ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。</p> <p>イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>ウ 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</p>
	遺体の処置	<p>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p>
	広域火葬	<p>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p>
	県への要請	<p>市長は、遺体の搜索、措置、火葬について市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <p>ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p>イ 搜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>
市民及び自主防災組織		<p>行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。</p>

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情ですでに死亡していると推定される者
遺体の措置内容	<p>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 遺体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>エ 遺体の身元確認</p>
埋葬対象者	<p>ア 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p>
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限において知事の協議を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

4 災害救助法に基づく市の実施事項

市遺体措置計画に基づき実施する。

区 分	内 容
遺体の搜索	<p>遺体の搜索は、市職員及び消防団員、消防職員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、搜索に当たっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を取りながら実施する。</p>

遺体を発見したときの措置	ア 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取り人があるときは速やかに引き渡すものとする。 イ 身元が判明しない遺体又は引取り人がない遺体は、身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。
遺体措置	遺体措置は、現地対策部本部遺体措置対策班が行う。
遺体収容	ア 遺体の収容・安置は、現地遺体措置対策班が行う。 イ 遺体収容所は、福祉保健会館とするが、災害対策本部、遺体措置対策班、裾野警察署と協議の上、必要に応じて、市民体育館武道場等を使用する。適当な場所がないときは、協定を締結した葬祭業者等の施設を使用するものとする。 ウ 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることのないよう注意する。
埋火葬	ア 火葬は斎場において措置する。 イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後においては遺骨引取り人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取り人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。資料編 資料 9-5

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第 17 節 障害物除去計画

災害により土石、竹木等の障害物が住居に侵入し、日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、期間を延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
作業班の編成	災害の状況により、市職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車両の調達	障害物除去作業に必要な車両は、〔第19節 輸送計画〕により措置するものとする。
作業用機械器具等	市有の機械器具等をもってあてるが、不足する場合は土木建築業者の応援又は調達によるものとする。
集積場所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 知事に対する要請事項

市長は、市において障害物の除去が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにして知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
イ 除去に必要な人員	オ 集積場所の有無
ウ 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

○市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 18 節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第 19 節 輸送計画

- 災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を、迅速かつ円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は県と連携し、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 市は県と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	・市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 ・市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には、事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項に掲げる各救助の定められた実施期間とする。 ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3 市の実施事項

輸送は、災害の態様、輸送物資の種類、緊急度及び交通施設の被災状況等により、次に示すもののうち適切な方法により行うものとする。

区 分	内 容
陸上輸送	市有車両及び借上げ車両の活用、物資調達業者又は運送業者の協力により実施するものとする。市内で車両の確保が困難な場合又は輸送都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請する。
航空輸送	災害の状況により、航空輸送を行う必要が生じた場合は、ヘリコプターによる必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、〔第26節 自衛隊派遣要請要求計画〕に基づき、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
人力による輸送	市は、市職員及び住民の協力により、リヤカー等を使用して人力の輸送を実施するものとする。

第 20 節 交通応急対策計画

この計画は、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋りょう等の応急復旧を行い交通対策に万全を期することを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1)陸上交通確保の基本方針

・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

・道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2)自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

2 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急体制を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋りょうの実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。資料編 資料 6-1・6-2・6-3
災害時における通行の禁止及び制限	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定め道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は、迂回路を標識をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害救助法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

	<p>イ 市長の責務</p> <p>(ア)他の道路管理者に対する通報 市長は、市道以外の他の管理者に属する道路が、損壊等により通行に支障を来すことを察知したときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p>(イ)緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(ウ)知事に対する要請 市長は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を求めものとする。</p> <p>ウ 応急復旧・仮設道路の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 ・道路が損壊し、他の交通の方法がなく仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
<p>経費の負担区分</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が、他の管理者に属する道路を緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市長がその経費の一時繰替え支弁をすることができる。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合は、市長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>

3 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
<p>災害時における交通の規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

<p>警察官の措置命令等</p>	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
<p>除去障害物の処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
<p>通行禁止又は制限に係る標示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標識を設置しなければならない。資料編 資料 6-9
<p>交通安全施設の復旧</p>	<p>県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
<p>緊急通行車両の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う(資料編 資料 6-6)。確認後当該車両の使用者に対し、「緊急標章」(資料編 資料 6-7)及び「緊急通行車両確認証明書」(資料編 資料 6-8)を交付する。
<p>緊急通行車両の事前届け出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両については、県公安委員会に対して事前の届け出をすることができる(資料編 資料 6-4)。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車」と認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」(資料編 資料 6-5)を交付する。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
<p>交通の危険防止のための通行禁止又は制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

4 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
<p>応急体制の確立</p>	<p>鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。</p>

代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、路線の流出陥没・路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係者等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

5 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

6 交通マネジメント

○国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的とした、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)について、市が、必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第 21 節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1)学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (2)中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容														
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策 														
応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。</td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくるのが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくるのが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。														
施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。														
教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。														
教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。														
給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。														
学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。														
生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくるのが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。														

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	ア 教科書及び教科書以外の教材 イ 文房具 ウ 通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書及び教科書以外の教材 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

4 市の実施事項

区 分	内 容
応急教育の措置	<p>ア 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法</p> <p>(ア) 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や2部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。</p> <p>(イ) 市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとする。なお応急教育施設が十分に確保されず、必要とする場合には、市が応急仮設校舎を建設するものとする。</p> <p>(ウ) 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(エ) 市の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく市指定の避難所と定められているため応急教育施設の確保にあつては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即した措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 教職員の確保</p> <p>教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p>
学用品給与の方法	<p>ア 給与対象となる児童・生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍簿と照合し、被害別・学年別に正確に把握すること。</p> <p>イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。</p> <p>ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。</p> <p>エ 通学用品、文房具は被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより配分する。</p> <p>オ 給与品目は、各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し使えない。</p> <p>カ 教材は、教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。「小中学校一覧表」資料編 資料 7-6</p>
給食等の措置	学校再開に合わせ給食を提供できるよう準備を進める。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知事に対する要請事項	市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に調達等のあっせんを要請するものとする。

	(1) 応急教育施設のあっせん確保 (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん
--	---

第 22 節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付け等資金の貸付を行なうとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 市の実施事項

区 分	内 容		
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	ア り災社会福祉施設の応急復旧 イ り災社会福祉施設入所者の他施設への一時保護のあっせん ウ 臨時保育園の開設の指導及び職員のあっせん		
り災低所得者に対する生活保護の緊急適用			
り災者の生活相談	実施機関	市(被害が大きい場合は県と共催)	
	相談種目	生活、資金、法律、就職、身の上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、日本赤十字社静岡県支部、民生委員、児童委員、その他の関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会(市・県)	
	相談種目	県、市、民生委員、児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む)	
貸付額	別に定める額とする。		
り災母子・寡婦世帯等に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付	実施機関	県	
	協力機関	市、民生委員、児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者も含む。)	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条の規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	県・市
		18歳以上	市
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
対象	り災身体障がい児者		
交付等の内容	・災害により補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生(育成)医療の給付 ・り災身体障がい児者の更生相談		
災害弔慰金等の支給及び	実施機関	市	

災害援護資金の貸付け	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害救護資金	り災世帯主
	支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条に基づく「裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例」(市条例第30号)で定めるところによる。	
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)	
	協力機関	市	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第 23 節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	富士山南東消防本部は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、富士山南東消防本部からの情報及び要請を受け災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対して応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがある場合 イ 本市及び富士山南東消防本部の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合 ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となる恐れのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

危険物施設の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設管理者等は、関係者(自衛消防隊等)と協力して、初期消火活動に努めるとともに被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 ・消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。 <p>資料編 資料7-13</p>
ガス災害対策	<p>市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。</p>

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	<p>(1)市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</p> <p>(2)地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。</p> <p>(3)消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</p> <p>(4)消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>
------	---

実施主体	内 容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	<p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所(研究室、実験室を含む。)	火災予防措置	<p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p>
	火災が発生した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
市民	火気の遮断 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動 火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 計画の概要

この計画については、「富士山南東消防本部」消防計画によるものとし、おおむね次の事項について定めるものとする。

消防計画に定める事項	
ア 組織計画	コ 富士山噴火警防計画
イ 消防力の整備計画	サ 風水害等警防計画
ウ 調査計画	シ 避難計画
エ 教育訓練計画	ス 救急・救助計画
オ 災害予防計画	セ 感染症対策
カ 警報発令伝達計画	ソ 応援協力計画
キ 情報計画	タ 安全管理計画
ク 火災警防計画	チ その他必要な事項
ケ 地震警防計画	

第 24 節 応援協力計画

この計画は、被災地域の応急作業を助け、かつ復興を図るため、民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法等を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要請の時期	市長は、他の各計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア 男女共同参画団体 イ 高校の生徒 ウ 赤十字奉仕団

2 実施方法

区 分	内 容
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
高校の生徒に対する応援協力要請	要請は、当該学校の長に対して行い応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への応援協力要請	裾野市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第 25 節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、裾野市社会福祉協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら下記のとおりボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援支援活動等が円滑に行われるよう、そ

の活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 市の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	・市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、「災害ボランティアセンターの設置・運用に関する協定書」に定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 ・市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	・市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携してボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・市は、ボランティアの宿营地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 26 節 自衛隊派遣要請要求計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請要求の範囲

○自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のために必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

○具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区 分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
災害派遣要請の内容	被害状況の把握	車輜、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合、航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)

道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
防災要員等の輸送	
連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する

2 災害派遣要請

区 分	内 容
要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線又は口頭により行い、事後速やかに文書により要請する。 ・また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を通知する。
自衛隊派遣要求書の提出先及び記載事項	ア 提出先(連絡先) 静岡県危機対策課 イ 提出部数 1部 ウ 記載事項 (ア) 災害の情况及び派遣を必要とする事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項

<自衛隊緊急時連絡先一覧>

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	0550-87-1212 <防災行政無線 152-9000>	235 236 237	301 302

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
作業計画及び資機材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業の要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要とする資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう、配慮するものとする。
作業実施に必要な物資・	市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定め

機材等の調達	るところにより、県に要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿舎	屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人1畳の基準
	材料置場、炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のための必要な資機材、宿泊施設等の借上げ及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品費の費用は、原則として市が負担するものとする。

第 27 節 相互応援協定計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。

1 応援派遣要請の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、市において困難な場合。 イ 市長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び相互応援締結市町村に対して応援派遣の要請をするものとする。 ウ 派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 (ア) 派遣希望人員、機材 (イ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ウ) 派遣を希望する期間 (エ) 派遣される者の受入れ体制 (オ) その他参考事項
担当業務	ア 火災防ぎょ活動及び水防活動 イ 人命救助及び負傷者の搬送 ウ 遺体の搜索、収容 エ 給食、給水 オ 防疫 カ その他緊急を要する業務
その他の留意事項	ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする。 イ 指揮命令は、市において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として市において負担するものとするが、細部についてはその都度協議するものとする。

2 災害相互応援

- 市長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事由がない限り、その求めに応ずるものとする。
- 相互応援締結市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急措置を円滑に遂行する。

第 28 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社防災業務計画」に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区分	内容
市災害対策本部への連絡員の派遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、市災害対策本部に予め定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電力需要家に対する広報	ア 非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。 イ 緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、予め復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関係機関等に対する要請	ア 関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策について協力要請するものとする。主な要請事項は次のとおりである。 (ア) 宿舍のあっせん要請他からの応援復旧班の宿舍 (イ) 駐車場のあっせん要請他からの応援復旧班車両の駐車場 (ウ) 応急材料置場のあっせん要請臨時材料置場 イ 市民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行うものとする。

第 29 節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際して、市民の安全を図るためガス災害応急対策を定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防本部、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他関係機関は、ガス漏れ等に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互に協力する。資料編 資料10-2
ガス事業者の緊急体制の整備	ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対処するため、ガスの特性に応じて初動体制及び、社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 イ 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保全対策	・ガス管の折損等の事故や、ガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう、市民の協力を要請する。 ・ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、直ちに必要車両を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生の恐れのあるときは、ガス施設(貯槽、

	<p>高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を消防機関等に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また必要により、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し需要家に対する広報を要請する。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒、火災、爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意する。 ・災害規模により、その周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、関係機関に協力を要請する。 ・ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。
応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 ・都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況及び各設備の被害状況並びにその復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きい地区と、防災関係機関の本部、病院等主要施設の復旧を優先させる。 ・都市ガス事業者は、ガス供給復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

3 市、県等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡協議する。

4 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を、県、市、消防機関及び警察に行う。

第 30 節 下水道計画

この計画は、災害時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設、マンホールポンプ場を含むシステム全体の被害状況を把握し、下水道機能に支障のないよう措置することを目的とする。

1 市の実施事項

区 分	内 容
応急対策	<p>ア 被害状況の調査及び施設点検</p> <p>イ 応急復旧計画の策定</p> <p>(ア) 応急復旧の緊急度及び工法の判定</p> <p>(イ) 復旧資器材及び作業員の確保</p> <p>(ウ) 設計及び監督員の確保</p> <p>(I) 復旧財源の措置</p> <p>ウ 応急措置及び復旧</p>

	(ア) 管路施設 (イ) マンホールポンプ場
下水の排除制限及び仮排水	管渠の損壊等により流下不能となった場合は、住民に対して下水道使用制限を行う。また、下水の滞留に備えポンプ・高圧泥車等の確保を行う。
代替施設の設備の活用	避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

第 31 節 原子力災害に関する応急対策計画

市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域は無いが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所(以下、この節においては「発電所」という。)から放射性物質または、放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、UPZ 内市町からの避難者の受入れ等を行うことがある。このため、この計画において、これらに必要な措置を定めるものとする。

1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

区 分	内 容
情報収集・連絡体制の確保	市は警戒事態発生時の段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するための情報収集体制をとる。
警戒事態発生時	市は警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
施設敷地緊急事態発生時	市は施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
全面緊急事態発生時	○市は全面緊急事態発生時に、県からUPZ内市町等が行う防護措置の準備等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。 ○県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。
放射性物質放出後	○放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル(OIL:Operational Interventional Level)に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等をおこなうものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言を求める。 ○市は緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

2 広域一時滞在者の受入れ及び支援

市は原子力災害が単独で発生した場合等において、県から要請があった場合、または、被災市町から法第 86 条の 8 第 1 項に基づき広域一時滞在について協議があった場合は、市指定の避難所等を提供するものとする。特に、県の浜岡地域原子力災害広域避難計画(令和 2 年 6 月修正)に基づき焼津市住民の一部を広域避難滞り者として、原則1ヶ月を基準に受入れ、避難所の開設・運営の初動対応(3 日間程度を目安)を支援する。この際、円滑な避難者の受入れの為、市施設(運動公園を予定)に避難経由所を開設し、受入れ業務を支援する。

- ※ 避難経由所とは、焼津市の避難住民等が自家用車により裾野市内に避難してきた際に、最初の目的地として目指す場所(施設)であり、到着後に市内の避難所を案内する場所
- ※ 焼津市の計画上、焼津市宗高地区(自治会)避難世帯数約 970 世帯、避難者数約 2,800 人避難所の割り当てに際しては、複合災害発生を予期し、市指定避難所の内、2 番目に開設予定市民体育館等の施設及び防災協定により提供可能な施設等を活用して、避難場所を効率的かつ合理的に配分する。この際、市職員の配置及び役割を明確化するとともに、避難住民の避難退域時検査(済証)の確認を重視し、職員の間接的な被ばく(放射能汚染)の防止に着意する。
また、焼津市を含むUPZ内市町が神奈川県に避難するため、市内施設を活用した「避難中継所」の設定に協力する。
- ※ 避難中継所とは、神奈川県に避難する場合において、住民等が裾野市を含む県内東部地域 に、一旦、自家用車を駐車し、

県等が手配したバスに乗り換える施設

第 32 節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の突発的災害により、多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 市の体制

- 市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう「突発的災害応急体制」により初期の情報収集にあたる。
- 事態の推移により必要な場合には、速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき (航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発等の事故) イ その他市長が指令したとき
組織	本部長、本部長補佐及び支所長、並びに各所属長が必要と認められた数の職員で構成する。
任務	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 ・災害発生直後には速やかに当該の災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ・必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行われるよう手配する。
消防本部の県、国への報告	<p>消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部地域局(東部方面本部)

	NTT有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	055-920-2002	5-103-6010	8-103-6010
FAX	055-920-2009	5-103-6407	8-103-6407

県危機管理部

	NTT有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	054-221-2072	5-700-6030	8-700-6030
FAX	054-221-3252	5-700-6250	8-700-6250

消防庁応急対策室

		NTT有線	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線
平日 (9:30~18:15)	電話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013	8-90-49013
	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033	8-90-49033
上記以外	電話	03-5253-7777	8-048-500-90-49012	8-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036	8-90-49036

裾野市役所

	NTT有線	静岡県防災行政無線	
		地上系	衛星系
電話	055-992-1111	5-245-9000	8-245-9000
FAX	055-992-4447	5-245-8001	8-245-8001

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置基準	突然的災害応急体制による情報収集の結果、本部長(市長)を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組織	本部員、本部付職員及び危機管理課職員、その他本部が必要と認めた数の職員で構成する。
任務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速かに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部地域局に連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容	
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集する。 本部は、収集した情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。 	
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、人的被害の数(死者・行方不明者数等)について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関(警察、消防等)が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、県が定めた「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)に基づき氏名等の情報を集約し公表する。 	
各機関への要請	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部危機管理局に要請する。 要請の方法、手続きは<第26節 自衛隊派遣要請計画>による。
	緊急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、総合福祉課を通じて要請する。 ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、救急医療課を通じて、協力を要請する。

	<p>工 静岡DPAT(災害派遣精神医療チーム)</p> <p>静岡DPATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。</p>
各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 ・災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 ・事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、県等と連携して必要な調整を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式第1号様式～第4号様式

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものである。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡すること。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(人)		
		重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部(署)		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
	海 上 保 安 庁		人	
自 衛 隊		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		そ の 他 人		
使用停止命令 月 日 時 分				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第 33 節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上、重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市防災行政無線

区 分	内 容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
市防災行政無線	<p>(1) 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。</p> <p>(2) 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。</p> <p>(3) 県防災行政無線 市に設置してある県防災行政無線の端末機(ファクシミリを含む。)についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。</p>

2 公共施設等

区 分	内 容	
道路	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「応急復旧工事等に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティアからの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池及び用水路の被害状況を確認する。
	応急措置の実施及び	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶお

	下流域の市町又は警察署への必要な措置の要請	それがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置をする。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	施設管理者は、市役所、消防署及びその他災害応急対策上重要な建物等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の要請	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。 自家用発電設備を有する市施設は、資料編 資料7-12のとおりである。
危険物保有施設	発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故を防止するため必要な応急措置を講ずる。	
水道用供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。 	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〔第3章 災害応急対策計画〕に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 被災中小企業復興計画
- 13 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区 分	内 容
基本方針	市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1)市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2)市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。資料編 資料9-2・9-3・9-4

2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用や各種被災者支援に関する制度の整備に努めるものとする。

(1) 市が実施する事項区分

区 分	内 容
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>被災者支援の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数等</p> <p>【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所</p>

	ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
義援金の募集	ア 市への義援金を受付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(2) 社会福祉協議会が実施する事項

生活福祉資金の貸付を実施する。

3 要配慮者の支援

- 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
- 市が実施する事項は、次のとおりである。

(1) 市が実施する事項区分

区 分	内 容
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市所管施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市所管施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広

報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長(本部長)等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。